

保護者の皆様へ

大阪府立かわち野高等学校
校 長 幸川 由美子

学校感染症による出席停止について

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

標記について、学校保健安全法が改正され下記のとおりになりましたので、お知らせします。

学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間

学校保健安全法施行規則 第 18・19 条

平成 25 年 3 月改定

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（病原体が S A R S コロナウイルスであるものに限る） 南米出血熱、ペスト、痘瘡 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後、3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれなくなるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、 ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き措置をとる（出席停止とならない場合もあります。）

※ご不明な点がございましたら、大阪府立かわち野高等学校（TEL 072-963-7002）保健室までお問い合わせください。